

あけまして
おめでとう
ございます



中山會計事務所
税と経営

編集発行人
税理士
行政書士
中山慎也

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 源泉控除対象親族

令和7年分までの扶養控除等申告書には「控除対象扶養親族」を記載していましたが、8年分以後は、これに特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下）のうち合計所得金額が100万円以下の人を加えた「源泉控除対象親族」を記載するため注意が必要です。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付
1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月2日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
2月2日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税／給与支払報告書の提出
2月2日
- 労務／労働保険料の納付(第3期分)
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)
2月2日

が確定申告 人・収入



まもなく所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」）の確定申告の時期を迎えます。確定申告する必要がある所得を申告しなかった場合には、後日、期限後申告や修正申告をして、本来納付すべき所得税等を納付するほか、加算税や延滞税など、申告漏れがなければ納税する必要がなかつた税金を納付しなければならないことがあります。

昨今、経済取引や金融商品は多角化し、そこから得る収入金額について、所得税等の確定申告が必要かどうかの判断は複雑化しています。

本号では、所得税等の確定申告が必要になる「人」と「収入（所得）」について、それぞれ具体的な内容をみていきます。

1 確定申告が必要な「人」

次の(1)から(4)の要件のいずれかに該当する人（確定申告すれば税金が還付される人を除ます。）は、所得税等の確定申告が必要になります。

確定申告をする場合、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択

できる利子・配当・上場株式等の譲渡所得等を除き、原則として全ての所得を申告する必要があります。

(1) 給与所得がある人

- ① 給与の年間の収入金額が2千万円を超える人
② 給与を1か所から受領し、その給与が年末調整されてい場合に、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人

(2) 公的年金等に係る雑所得の みの人

- 次の①又は②に該当する人は、確定申告が必要になります。
①・②に該当しない人でも、住民税の申告が必要な場合があります。

- ① 公的年金等の収入金額が400万円を超える人

注意点

前記(1)～(4)に該当しない人でも、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用などを受ける人は、確定申告が必要です。

③ 給与を2か所以上から受領し、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整されていない給与の収入金額と、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人（※）

※ 給与の収入金額の合計額から雑損控除・医療費控除・寄附金控除・基礎控除以外の所得控除の合計額を差し引いた残額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下の場合は申告不要です。

④ 同族会社の役員やその親族などで、その会社からの給与のほかに、その会社から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受け取っている人

※ 控除しきれなかつた外国税額控除の額等があり最終的に還付申告となる場合、申告義務はありません。

(3) 退職所得がある人

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人（※）は、確定申告が必要になります。

※ 控除しきれなかつた外国税額控除の額等があり最終的に還付申告となる場合、申告義務はありません。

確定申告が必要な「収入」

(1) 原稿料、講演料、印税、放送出演料

事業所得に該当しない場合であっても、雑所得（業務）として確定申告が必要です。収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出しますが、必要経費を差し引いた結果、赤字になつても他の所得金額と損益通算することはできません。

(2) フリマアプリ、ネットオークション、ネット通販、配達代行、動画配信、アプリ作成・配信、有料メールマガ、アフィリエイト、ギャラ飲み、カーシェアリング、自宅等の時間貸し

原則として、事業所得又は雑所得（業務）として確定申告が必要です。ただし、ネットオークションなどで販売したものが家具や衣服、書籍などの「生活用動産」（貴金属や宝石などは30万円以下のものに限ります）で、かつその取引が一時的なものだった場合には、その取引から得た収入は非課税となるので、確定申告に含める必要はありません。

雑所得（業務）金額の算出方法や同所得金額が赤字になつた場合の損益通算の取扱いは、(1)と同じです。

(3) 太陽光発電設備による売電

太陽光発電設備を家庭用として使用し、その余剰電力を売却している場合は、雑所得（業務）として確定申告が必要です。

太陽光発電設備は「機械及び装置」に該当するので、発電量のうち、売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算した減価償却費の額を必要経費に算入します。

(4) ふるさと納税の謝礼として受領した特産品

寄附した人が受領した特産品の経済的利益は、一時所得として確定申告が必要です。

一時所得は、特産品の時価から一時所得の特別控除額（最高50万円）を差し引いて所得金額を算出します。

なお、必要経費として差し引けるのは、通常は的中した投票券の購入費用だけですが、外れ投票券の購入費用は控除することはできません。他に一時所得がある場合は、その全ての収入金額の合計額からその収入を得るために支出した金額の合計額を差し引きます。

額を差し引いた後、特別控除額を差し引きます。

(6) は、(4)と同じです。
（その他）

(1)～(5)で説明したもののが、「暗号資産取引に係る収入を得た場合」、「外国為替証拠金取引（FX）に係る収入があつた場合」、「金地金の売却収入があつた場合」なども確定申告が必要になります。

なお、確定申告する際の「総所得金額」に算入する一時所得金額は、特別控除額を差し引いた残額に2分の1を乗じた金額となります。なお、前記1に記載した「各種所得金額」の計算においても、一時所得の金額は、特別控除額を差し引いた残額の2分の1の金額となります。

(5) 競馬、競輪などの払戻金

競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金は原則、一時所得として確定申告が必要です。払戻金に係る年間受取額から得中した投票券の年間購入費用を控除した後、一時所得の特別控除額（最高50万円）を差し引いて所得金額を算出します。

なお、必要経費として差し引けるのは、通常は的中した投票券の購入費用だけですが、外れ投票券の購入費用は控除することはできません。他に一時所得がある場合は、その全ての収入金額の合計額からその収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いた残額に2分の1を乗じた金額になるとおり、確定申告する必要がある「人」と「収入（所得）」の要件は大変複雑です。所得金額の算出方法や、赤字が生じた場合の損益通算の適用の可否なども、その収入ごとに検討する必要があります。

まとめ

【参考資料】
国税庁
ホームページ
「確定申告」



新年のご挨拶

昨年開催された「大阪・関西万博」は、未来社会の姿を体感できる貴重な機会となり、多くの企業や人々に新たな刺激と可能性をもたらしました。持続可能性やデジタル化への関心が高まり、社会課題をビジネスで解決する視点が一層重要なっています。

一方で、かねてより注目されていた「2025年問題」は、団塊の世代が75歳以上となることによる労働力不足や地域社会の担い手減少など、企業活動に直結する深刻な課題として、具体的な影響が表れ始めています。この問題は今後さらに深刻化していくことが予測されています。加えて、最低賃金の継続的な引上げにより、人件費の増加が経営を圧迫する局面も見受けられます。企業としては人材確保・育成、業務の効率化、各種支援制度の活用など、持続可能な経営体制の構築が急務となります。

税制関係では、令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われました。源泉徴収事務においては、扶養親族等の人数を正確に算定するとともに、新たな源泉徴収税額表を使用する点にご留意ください。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶いたします。

KEY WORD

準確定申告の期限

1/1～3/15の間に死亡した場合

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税をすることになっています。

年の中途で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

誤りやすい例として、確定申告をしなければならない人が1月1日から確定申告期限（原則として3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合ですが、この場合の準確定申告の期限は、前年分（1年間分）、本年分（1月1日から死亡日まで）とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。

「医療費のお知らせ」で
医療費控除をするとき

確定申告で医療費控除を受け
る際は、「医療費控除の明細書」
に内容を記載して添付する方法
の他に、医療保険機関から送ら
れる「医療費のお知らせ」を添
付する方法があります。この場
合は明細書の記載を省略でき
便利ですが、注意が必要です。
まず、期間がずれています。
令和7年分の申告でいうと、医
療費控除の対象期間は、当然で
すが令和7年1月～12月です。
しかし、医療費のお知らせをよ
く見ると、その期間は令和6年
11月～令和7年10月になつてい
ます（保険機関・自治体によつ
て異なります）。この場合、令
和6年中のものは除外し、令和
7年11月・12月分は領収書から
明細書に記載しなければなりま
せん。また、薬局で購入した藥
代、通院のための交通費等も明
細書に記載が必要です。